

2022年3月1日発行



目 次

1. 春季における年次有給休暇取得促進について
2. 令和4年2月1日「業務改善助成金」通常コースの申請期限が延長されました
3. 令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の基準等が改正されます。また、新たな認定制度がスタートします。
4. 令和4年3月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
5. 小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

-
1. 春季における年次有給休暇取得促進について
-

「ほっと一息。ゆっくり休めば、
この春がもっと楽しくなる」

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）

2. 令和4年2月1日「業務改善助成金」通常コースの申請期限が延長されました

「業務改善助成金」は、事業場規模100人以下で、宮城県内事業場の場合、時給換算で883円以下の労働者がいる場合に、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）等により生産性を向上させ、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引き上げを図る場合に、費用の一部を支援する助成金です。

令和3年度第1次補正予算の成立に伴い、申請期限の延長等の改正が行われました。

主な変更内容は以下のとおりです。

●申請期限の延長

（変更前）令和4年1月31日

（変更後）令和4年3月31日

●設備投資にかかる相見積もりについて

（変更前）原則として、二者以上から見積もりが必要

（変更後）契約予定額が10万円未満の場合は相見積もり不要

●コース区分について

（変更前）20円コース、30円コース、45円コース、60円コース、90円コース

（変更後）20円コースを廃止

【注意事項】

・今年度申請を行い、今年度中に交付決定された場合は、今年度中に事業（賃金引上げ、設備投資等）を完了させる必要があります。

・今年度申請を行い、翌年度に交付決定された場合は、事業完了年度は翌年度となります。

助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

-
3. 令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の基準等が改正されます。また、新たな認定制度がスタートします。
-

令和4年4月1日から、次世代育成支援対策推進法に基づく、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます。また、新たな認定制度がスタートします。

※認定マークについては決定後お知らせします。

改正のポイントについては以下のとおりです。

1. くるみんの認定基準とマークが改正されます。
 - (1) 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
 - ・ 男性の育児休業等取得率
現行：7%以上→R4. 4. 1以降：10%以上
 - ・ 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：15%以上→R4. 4. 1以降：20%以上
 - (2) 認定基準に、男女の育児休業取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>) で公表すること、が新たに加わります。
2. プラチナくるみんの特例認定基準が改正されます。
 - (1) 男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
 - ・ 男性の育児休業等取得率
現行：13%以上→R4. 4. 1以降：30%以上
 - ・ 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：30%以上→R4. 4. 1以降：50%以上
 - (2) 女性の継続就業に関する基準が改正されます。
 - ・ 出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合
現行：55%→R4. 4. 1以降：70%
3. 新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。
 - ・ 認定基準は、現行のくるみんと同じです。トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

4. 新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。

詳しくは、下記URLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jiseda_i.pdf

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8844)

4. 令和4年3月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点(2/25現在)での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年3月以降6月末までの期間については、下記のとおりとなります。

(1) 「雇用調整助成金」について

- ・業況特例・地域特例について、6月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続
- ・原則的な措置は、日額上限を3月以降9,000円に見直し

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

- ・地域特例について、6月末まで現行の日額上限・支給率を継続
- ・原則的な措置は、6月末まで現行の支給率を維持(日額上限8,265円)。

【お問合せ先】

・雇用調整助成金
職業対策課 (022-299-8063)

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター (0120-221-276)

5. 小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

(注) 以下は、事業主等の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（2/25時点）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した等の理由で小学校等を休んだことにより仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を設け、令和3年8月1日から令和4年3月末までの間に取得した休暇について支援を行っています。

今後、対象となる休暇取得の期間を令和4年6月末までとなります。

助成金は労働者を雇用する事業主の方、支援金は委託を受けて個人で仕事をする方が対象です。

○支給額

【助成金】：有給休暇（労基法上の年次有給休暇以外）に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限が変更になります。

令和4年1月～2月：1日あたり11,000円

令和4年3月～6月：1日あたり9,000円

（申請の対象期間中に緊急事態宣言対象区域・まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（以下「対象地域」）に事業所のある企業：15,000円）

【支援金】：就業できなかった日について、1日あたり定額で、

令和4年1月～2月：1日あたり5,500円

令和4年3月～6月：1日あたり4,500円

（申請の対象期間中に「対象地域」に住所を有する方：7,500円）

また、労働者からの相談内容に応じて企業への本助成金活用の働きかけ等を行うため、宮城労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間も延長する予定です。

■詳細はこちらをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24071.htm

■本助成金・支援金の問合せ先：電話（フリーダイヤル）0120-60-3999、受付時間9:00～21:00（土日・祝日含む）

■特別相談窓口（宮城労働局雇用環境・均等室）：
電話022-299-8844、受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）